（韓国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、前記の提案が大韓民国政府にとって受諾し得るものであることを大韓民国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十月十五日にソウルで

大韓民国

外交通商部長官　柳明桓

大韓民国駐在

日本国特命全権大使　重家俊範閣下

○外務省告示第五百十三号

平成二十一年八月十八日にカトマンズで、円借款の供与に関する日本国政府とネパール王国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従ってネパール王国政府に供与されることになったメラムチ上水計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がネパール連邦民主共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年八月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、ネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十一月二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百十四号

ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十一年八月二十五日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十一月二十五日にボスニア・ヘルツェゴビナについて効力を生ずる。

（平成二十一年八月二十五日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十一年十一月二日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百十五号

ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十一年八月二十五日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十一月二十五日にボスニア・ヘルツェゴビナについて効力を生ずる。

（平成二十一年八月二十五日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十一年十一月二日

外務大臣　岡田　克也

○文部科学省告示第百七十号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定に基づき認定した次の通信教育について、その実施者の名称及び代表者を変更した旨の届出があったので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定により告示する。

平成二十一年十一月二日

文部科学大臣　川端　達夫

実施講座	実施者の名称	代表者名	変更の時期
実用英語講座1級クラス 実用英語講座準1級クラス 実用英語講座2級クラス 実用英語講座準2級クラス 実用英語講座3級クラス 実用英語講座4級クラス 英検対策講座1級クラス 英検対策講座準1級クラス 英検対策講座2級クラス 英検対策講座準2級クラス	（新名称） 財団法人英語検定協会 （旧名称） 財団法人英語教育協会	（新代表者） 赤尾　文夫 （旧代表者） 笠原賢次郎	平成二十一年九月一日
英検対策講座3級クラス YOU　CAN英語講座 日常オフィス英語講座 英語ルール60英語講座			

○厚生労働省告示第四百六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一に次のように加える。

1074　陰圧創傷治療システム

附　則

第一条　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の改正規定中「1074　再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ　1075　単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ」を「1075　再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ　1076　単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ」に改める。

附則第二条第一項中「別表第一の1074及び1075」を「別表第一の1075及び1076」に改める。

第二条　薬事法施行規則第百六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズの一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

本文の改正規定中「別表第一の1074及び1075」を「別表第一の1075及び1076」に改める。

○厚生労働省告示第四百六十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表に次のように加える。

1186　陰圧創傷治療システム

○厚生労働省告示第四百六十七号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則に次のように加える。

779　陰圧創傷治療システム